

中国における障害児の里親養育の概要と現状

—第1報 里親支援体制を強化したA市児童福利院の取り組み—

○ 早稲田大学 川名はつ子 (会員番号 3508)

金 潔 (大正大学・4980)

キーワード：里親養育、障害児、子どもの権利条約

1. 研究目的

親の元で育つことができない子どもは代替の家庭で育つことが最善であると子どもの権利条約に謳われているにもかかわらず、日本では要保護児童約4万7千人中いまだに施設養育が9割を占め、里親養育はわずか1割に過ぎない。その里親委託児3,611名の18%を占める障害児(厚労省児童養護施設等入所児童等調査結果の概要 2008年2月1日現在)の養育には困難が伴い、たくさんの支援が必要である。中国では要保護児童の9割が障害児とされ、その子どもたちの家庭的養育をめざして里親委託事業が展開されている。日中の比較研究を通じて、障害児の里親養育を促進あるいは阻害する要因を把握し、今後どのような支援が望ましいかについて総合的に考察を加えることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

中国での里親委託の具体的な取り組みについて、2011年から聞き取り調査を開始し、A市を訪問した。初年度は、A市における要保護児童の社会的養護、とくに里親養育推進の基盤や現状を、施策の立案や人材養成・研修にあたっているB大学C氏とA市児童福利院のソーシャルワーカーD氏から聞き取り調査した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針に則り研究協力者に研究目的・調査の主旨、匿名性の確保やプライバシーの保護等について説明し、同意を得た。またデータの保管に留意する。

4. 研究結果

中国では、子どもの養護に際して、ベースには常に子どもの権利条約があり、①生きる権利②育つ権利③守られる権利④参加する権利を保障するために、子どもを公的責任のもとに養育し、社会全体で育もうとしている(表1 養護形態別に見た中国の要養護児童の数)。

各地で展開中の6つのモデル事業は、図1のように多様な形態が試みられているが、A市は②の都市型に区分される。A市児童福利院の入所児童の90%が障害児で、その余は受刑者や薬物中毒患者の子どもであった。院内に設けられた里親委託管理事務所のソーシャルワーカー主体の取り組みにより、入所児童の80%に当たる440名が家庭に委託されている。委託家庭400のうち130家庭は市内にあってワーカーが直接支援し、249家庭は近郊のE地区、21家庭はF地区の拠点施設に委託している。ワーカー1人当たりの受け持ち数は市内の10家庭のほか、EまたはF地区いずれかの家庭も間接的に担当することになる。離職するワーカーは稀なので、通常は1人が同じ家庭をずっと担当している。

A市では里親委託機関としてA市児童福利院が位置づけられており、里親認定機関とし

て里親委託評価委員会がその役割を担っている。また市の慈善基金会をはじめ、教育機関や医療機関、婦女連合会などの機関・団体が里親支援機関として関わっている。

2007年、2009年の2度にわたるモデル事業評価では、A市ではこのように里親養育が進んでいるが、地域間格差が大きく、全国一律の法制度化はまだ目途が立っていない。

表1. 養護形態別にみた中国の要養護児童の数

	2005年 ^{注1}	2009年 ^{注2}	2010年 ^{注3}
児童福利院	—	303	335
SOS子どもの村 ^{注4}	—	—	10
家庭外措置数	574,000	673,000	712,000
親族養育	496,000	558,000	612,000
里親委託 ^{注5}	—	—	—
施設在所児童	78,000	115,000	100,000
養子縁組数	51,000	44,260	34,529
国内養子縁組	38,000	39,801	29,618
国際養子縁組	13,000	4,459	4,911
浮浪児一時保護センター数	—	116	145
保護人数	—	145,000	146,000
障害児 ^{注6} 18歳未満	—	—	5,043,000
0～14歳	—	—	3,867,800

注1：民政部発布2005年民政事業発展統計報告 注2：民政部発布2009年民政事業発展統計報告
注3：民政部発布2010年社会服務発展統計報告 注4：SOS子どもの村サイト 注5：「中国児童福利政策報告2011」P18「正確な統計はまだないが要養護児童の半数以上は里親委託されており、里親養育は社会的養護の主たる養育方法になった」と明記。注6：「中国児童福利政策報告2011」

図1. 中国の里親委託における6つのモデル事業

地域の特性による分類	子どものニーズによる分類
①農村型	④里親ホーム型・里親ファミリーホーム型
②都市型	⑤施設内里親ファミリーホーム型
③都市と農村の混合型	⑥施設職員里親ファミリーホーム型

5. 考察

中国では要保護児童の大半は親族里親に委ねられているが、障害児者福祉が未発達で障害のある子どもは実親にも親族にも養育困難なため、児童福利院にいったん施設入所となるようだ。しかし、全国統計にはまだ表れないものの、モデル事業に「子どものニーズによる分類」も設けて障害児を家庭的養護に委ねようとしている。このように子どもの権利条約を基盤に据えて子どもの施策を強力に推進し、各地各様に地域でその施策を受け入れようとしている中国の文化に学びながら、日本の障害児の里親養育の向上を図りたい。

* 本研究は文科省科学研究費補助金の助成（課題番号 2353077）を受けて行なっている。